

長久手市子ども医療費支給条例(昭和48年長久手町条例第9号)による子ども医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	長久手市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1：子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	長久手市子ども医療費支給条例(昭和48年長久手町条例第9号)による子ども医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一 第2の項 長久手市子ども医療費支給条例(昭和48年長久手町条例第9号)による子ども医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法 第1条	長久手市子ども医療費支給条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て（児童）は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その（心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること）その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、（子ども）の（福祉の増進を図る）ため、子どもの医療費の支給について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		長久手市子ども医療費支給条例（昭和48年条例第9号） 長久手市子ども医療費支給条例施行規則（平成14年規則第29号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	長久手市子ども医療費支給条例第5条 長久手市子ども医療費支給条例施行規則第5条第1項
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	子どもの保護者に対する医療費の助成に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ホ	長久手市子ども医療費支給条例第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	長久手市子ども医療費支給条例第3条第1項、長久手市子ども医療費支給条例施行規則第3条第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	長久手市子ども医療費支給条例第3条第1項、長久手市子ども医療費支給条例施行規則第3条第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	長久手市子ども医療費支給条例第3条第1項
-------	---------------------	----------------------

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	長久手市子ども医療費支給条例第3条第1項、長久手市子ども医療費支給条例施行規則第3条第3号、第4号、第5号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2024年06月26日
独自利用事務の対象者	福祉医療費受給者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月22日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	12
保護評価書の名称	福祉医療費支給事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E6%84%9B%E7%9F%A5%E7%9C%8C%E9%95%B7%E4%B9%85%E6%89%8B%E5%B8%82&ev_name=%E7%A6%8F%E7%A5%89%E5%8C%BB%E7%99%82&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=6&opn_date_from_month=4&opn_date_from_day=9&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=6&opn_date_to_month=7&opn_date_to_day=9&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	